

※この法令は廃止されています。
平成二十六年政令第二百六十号

がん登録等の推進に関する法律第十五条第
二項の審議会等を定める政令

内閣は、がん登録等の推進に関する法律（平成
二十五年法律第百一十一号）第十五条第二項の規定
に基づき、この政令を制定する。

がん登録等の推進に関する法律第十五条第二
項の審議会等で政令で定めるものは、厚生科学
審議会とする。

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、がん登録等の推進に関する法律
第十五条第二項の規定の施行の日（平成二十六
年七月十七日）から施行する。

附 則 （平成二十七年九月九日政令第三二
三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十八
年一月一日）から施行する。